		⑮　合成ケイ酸マグネシウムミニカートリツジカラム ポリプロピレン製のカラム管にカラムクロマトグラフ用合成ケイ酸マグネシウム910mgを充填したもの又はこれと同等の分離特性を有するもの。 ⑯　高純度ヘリウム 純度99.999％以上のものを用いる。

別表第一トリブチル錫化合物の項を次のように改める。

トリブチル錫化合物	繊維製品のうち、おしめ、おしめカバー、よだれ掛け、下着、衛生バンド、衛生パンツ、手袋及びくつした 家庭用接着剤 家庭用塗料 家庭用ワツクス くつ墨及びくつクリーム	左に掲げる家庭用品は、トリフエニル錫化合物の項基準の欄の試験法による試験に適合しなければならない。 この場合において、同欄中「トリフエニル錫」とあるのは「トリブチル錫」と、「0.308」とあるのは「0.365」と、「約20～22分」とあるのは「約10～12分」と、「351」とあるのは「263」と、「366」とあるのは「318」と読み替えるものとする。

別表第一ホルムアルデヒドの項を次のように改める。

ホルムアルデヒド	繊維製品のうち、おしめ、おしめカバー、よだれ掛け、下着、寝衣、手袋、くつした、中衣、外衣、帽子、寝具であつて、出生後24月以内の乳幼児用のもの	左に掲げる家庭用品は、次の試験法による試験に適合しなければならない。 1　試験溶液の調製 身体と接触する繊維の部分を細かく切つたものを試料とし、その2.50ｇを200mlの共せんフラスコに正確に量り採り、精製水100mlを正確に加えた後、密せんし、40℃の水浴中で時々振り混ぜながら１時間抽出する。次に、この液をガラスろ過器（日本工業規格のガラスろ過器（細孔記号Ｇ２）に適合するもの）を用いて温時ろ過し、これを試験溶液とする。 2　試験 試験溶液及びホルムアルデヒド標準液を正確にそれぞれ5.0ml採り、それぞれにアセチルアセトン試液5.0mlを加えて振り混ぜた後、40℃の水浴中で30分間加温し、30分間放置する。それぞれの溶液について、精製水5.0mlにアセチルアセトン試液5.0mlを加えて同様に操作したものを対照として、層長１㎝で412～415nmにおける吸収の極大波長で試験溶液に係る吸光度Ａ及びホルムアルデヒド標準液に係る吸光度Asを測定する。また、別に試験溶液5.0mlを採り、アセチルアセトン試液の代わりに酢酸・酢酸アンモニウム緩衝液5.0mlを用いて同様に操作する。その溶液について、精製水5.0mlに酢酸・酢酸アンモニウム緩衝液5.0mlを加えて同様に操作したものを対照として、吸光度Ａ及びAsを測定したときと同じ波長における吸光度Aoを測定する。このとき、Ａ－Aoの値が0.05以下又は次式により計算する試料１ｇについてのホルムアルデヒド溶出量が16μg以下でなければならない。 試料１ｇについてのホルムアルデヒド溶出量（μg） $= K \times \frac{A - Ao}{As} \times 100 \times \frac{1}{\text{試料採取量（g）}}$ ただし、K：ホルムアルデヒド標準液の濃度（μg／ml）

3　確認試験

2　試験において、Ａ－Aoの値が0.05を超えたとき又はホルムアルデヒドの溶出量が16μgを超えたときは、次の⑴又は⑵のいずれかの試験により、吸光度Ａを測定した波長における吸収がホルムアルデヒドによるものであることを確認しなければならない。

⑴　ジメドン法

試験溶液5.0mlを共せん試験管に採り、ジメドン・エタノール溶液1.0mlを加えて振り混ぜ、40℃の水浴中で10分間加温し、更にアセチルアセトン試液5.0mlを加えて振り混ぜ、40℃の水浴中で30分間加温し、30分間放置した後、試験溶液の代わりに精製水5.0mlを用いて同様に操作したものを対照として吸収スペクトルを測定するとき、波長412～415nmにおいて、吸光度Ａ及びAsを測定した場合と同様の吸収スペクトルを示してはならない。

⑵　高速液体クロマトグラフ法

2　試験によつて得られた試験溶液にアセチルアセトン試液を加えた液及びホルムアルデヒド標準液にアセチルアセトン試液を加えた液をそれぞれ10μl採り、次の操作条件で試験を行う。試験溶液にアセチルアセトン試液を加えた液のクロマトグラム上に、ホルムアルデヒド標準液にアセチルアセトン試液を加えた液におけるホルムアルデヒド―アセチルアセトン反応生成物のピークと保持時間が一致するピークが存在しなくてはならない。

操作条件

カラム管　内径4.6㎜、長さ150㎜のステンレス管を用いる。

カラム充てん剤　粒径５μmのオクタデシルシリル化シリカゲルを用いる。

カラム温度　35℃

検出器　紫外可視検出器

検出波長　412～415nm

移動相　アセトニトリル：精製水(15：85～20：80)

流速　毎分1.0ml

4　試薬、標準液等

⑴　精製水

日本薬局方精製水を用いる。

⑵　ホルムアルデヒド標準液

ア　ホルマリンの標定

ホルマリン（日本薬局方ホルマリン）約１ｇを精製水を入れたはかりびんで精密に量り、精製水を加えて正確に100mlとする。その10mlを正確に量り採り、0.05mol／１ヨウ素液（日本薬局方定量分析用標準液）50mlを正確に加え、更に１mol／１水酸化カリウム液（日本薬局方定量分析用標準液）20mlを加えた後、15分間常温で放置する。更に希硫酸（日本薬局方試薬）15mlを加え、過剰のヨウ素を0.1mol／１チオ硫酸ナトリウム液（日本薬局方定量分析用標準液）で滴定する（指示薬：日本薬局方デンプン試液）。別に精製水10mlを用いて同様の方法で空試験を行う。